

介護認定申請をされる方へ

～申請に必要なものと申請先のご案内～

【事前予約】

①の相談先に
お電話で来庁日時を
お知らせください。

1 相談先 をご確認ください

次のチェックリストで最も多く「○」がついた列の相談先に、まずはお電話ください。

介護を受ける方について、あてはまる状態に○をつけてください。

一人で歩けますか？	できる	つかまればできる	できない
自分で着替えができますか？	できる	助けが必要	できない
一人でお風呂に入れますか？	できる	助けが必要	できない
食事は自分で食べることができますか？	できる	助けが必要	できない
日常生活に支障がある物忘れがありますか？	ない	物忘れが気になる	ある



相談先

受付時間

平日 8:30~17:00

庄内町地域包括支援センター

- 余目第1～第3学区にお住まいの方
電話:0234-45-1030
- 余目第4学区・立川にお住まいの方
電話:0234-51-2505

役場
介護保険係

電話:0234
42-0150
または 42-0151

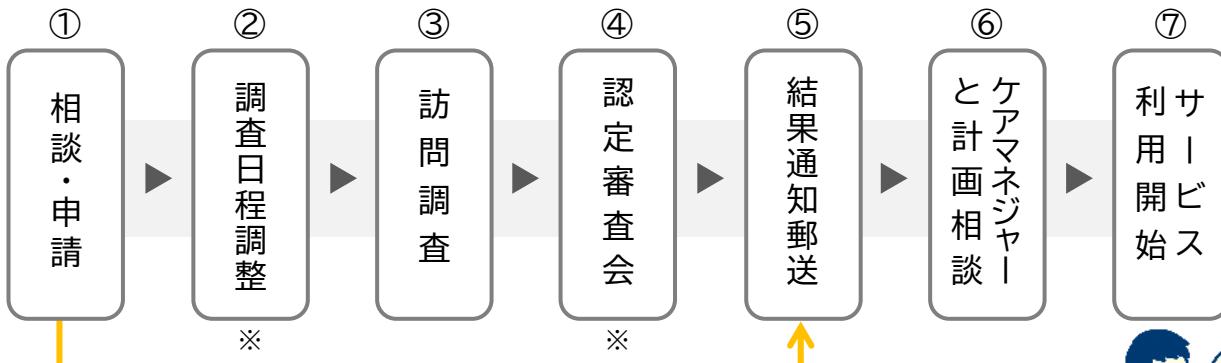
2 申請に必要なものとお聞きすること

- ① 介護保険被保険者証（紛失した場合はお申し出ください。）
 - ② 介護を要することになった原因のご病気名
 - ③ 主治医(かかりつけ医)の情報 ※ 長期受診していない方は、申請前に受診をお願いする場合があります。
(医療機関名、診療科名、医師名)
 - ④ 介護を要する方の日常生活の状況（申請時にお聞きします。）
 - ⑤ 認定調査に同席を希望する方のご住所、氏名、電話番号
- ※ 上記②～④は、すべて必要です。



裏面に続きます

3 申請 から 認定 までのながれ



約1ヶ月かかります。



4 要介護認定について ~知っておいていただきたいこと~

- ① 介護度は、ご本人の病気や症状の重さではなく、周囲の方が介護に要するお手間や時間が評価の基準となります。お体は元気な状態でも、認知症による徘徊や危険な行為の可能性があるため、介護者は目が離せないなどの理由で介護度が上がる例もあります。
- ② お体の状態も認知機能も自立していると判定された場合は「非該当」となることがあります。非該当となった場合でも受けられるサービス(地域のサービスなど)について、ご紹介・ご案内できることがありますので、庄内町地域包括支援センターへご相談ください。(連絡先は裏面をご覧ください。)



5 要介護認定されるとできること の例

1割～3割の自己負担で介護サービスをご利用いただけます。(所得等により負担割合が決まります。)

通って受ける サービス

通所介護、通所リハビリテーション施設での入浴 など

来てもらう サービス

訪問介護、訪問リハビリテーション
訪問入浴、訪問看護 など

おうちで使う用具 など

手すりや歩行器のレンタル
ポータブルトイレなどの購入

介護のための住宅改修

手すりの取り付け、段差解消
スロープの取り付け など

おむつ支給(※)

寝たきりや認知症による常時失禁
状態などの要件を満たす場合

外出支援(介護タクシー)(※)

寝たきりや車いす利用などの要件
を満たす場合

※ 障害福祉や免許返納等、他のおむつ支給事業・タクシー券事業との併用はできません。